

令和5年12月度

ネットパトロール記録

概要（傾向・事例等）

小中学生の間で「交換宣伝」が流行っているようです。インスタグラムのストーリーやハイライトで、友だちの画像に名前や学校、学年などを記載し、アカウントをタグ付けして、フォロワー向けに紹介（宣伝）するものです。「交換」とあるように、友だち同士でお互いにお互いを「宣伝」するもので、フォロワーを増やす効果を期待したものです。

同意があるとはいえ、誰が「宣伝」ストーリーやハイライトを閲覧するかはわかりません。無関係な者のつきまといなどを誘発する危険性もあるため、プライバシー情報の投稿は慎重であるべきです。

今月のおねがい
～ プライバシー情報の投稿は慎重に ～



個人情報保護委員会のウェブサイトには、次のFAQ（よくある質問）が掲載されています。

Q. 何歳以下の子どもについて、同意をしたことによって生じる結果を判断できる能力を有していないものとして、法定代理人等から同意を得る必要がありますか。

A. 法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-62/

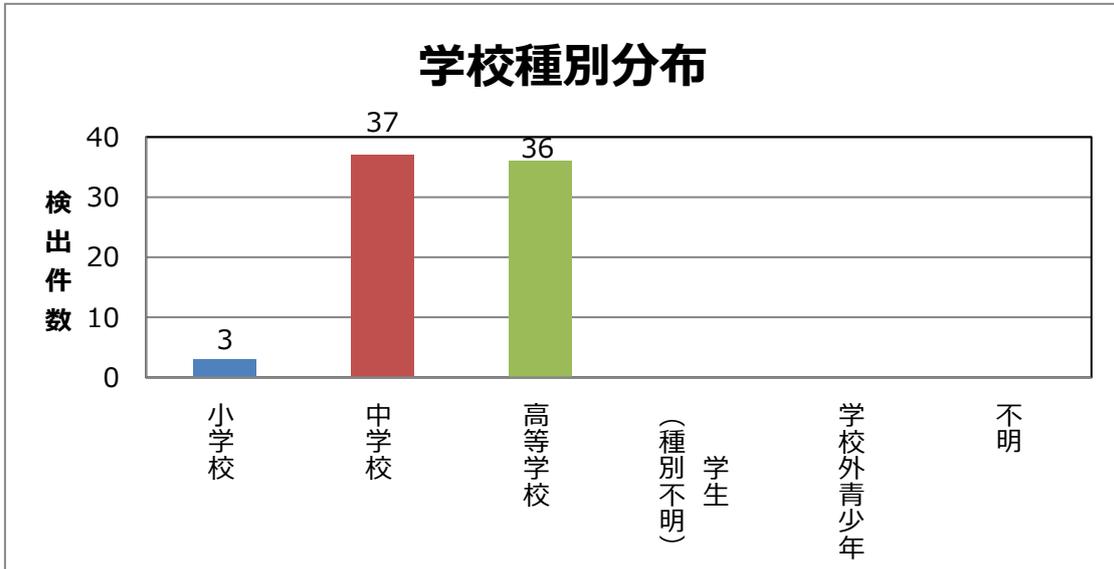
「本人の同意を得ているからいい」と考える青少年もいると思いますが、同意をしたことによって生じる結果を考えたうえでの同意とは限りません。自分の個人情報であっても同じです。自分であれ、友だちであれ、プライバシー情報の投稿は慎重にお願いします。

検出件数

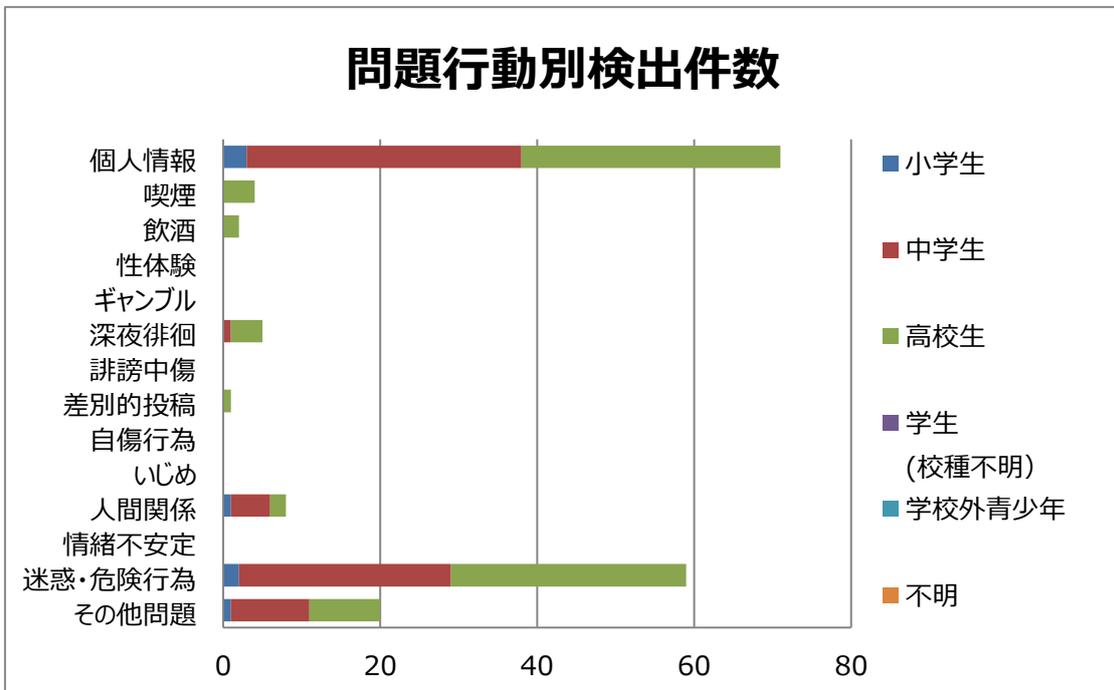
12月の検出件数は76件でした。



学校種別検出件数

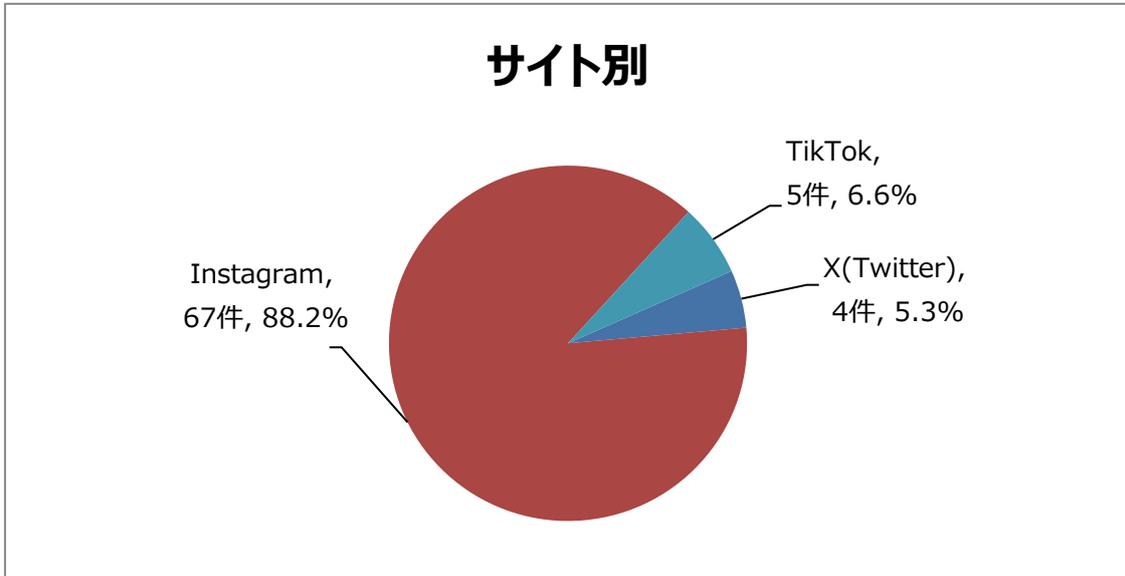


問題行動別検出件数





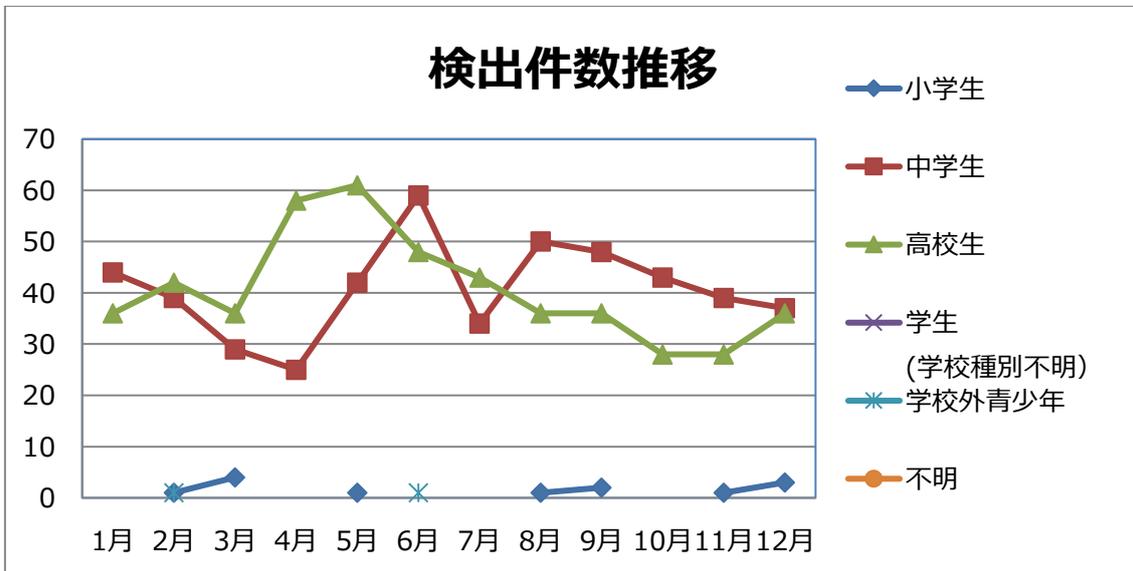
サイト別



※四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。



検出数推移



以上